


# 非常勤職員の忌引休暇・病気休暇 制度の改正について

平成21年9月  
 人事院職員福祉局

## 目次

1. 改正の概要	3
2. 忌引休暇	4
3. 病気休暇(私傷病)	7
4. 6月以上の任期若しくは任用予定期間が 定められている職員又は6月以上継続勤務 している職員	12
5. 休暇の請求方法について	15
[参考1]改正後の忌引休暇制度概要	16
[参考2]改正後の病気休暇(私傷病)制度概要	17
[参考3]平成21年10月1日時点の休暇の付与 について	18

# 1. 改正の概要

## (1) 忌引休暇(人事院規則15-15第4条第1項第5号の休暇、有給)

### ◆対象範囲の拡大

非常勤職員のうち、「6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員」に拡大されます。⇒詳細はp.4へ

## (2) 病気休暇(私傷病)(人事院規則15-15第4条第2項第7号の休暇、無給)

### ◆対象範囲の拡大

非常勤職員のうち、「6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)」に拡大されます。

⇒詳細はp.7へ

### ◆休暇の日数の調整

1週間の勤務日の日数等に応じて、日数を調整して付与します。⇒詳細はp.9へ

## (3) 施行日 平成21年10月1日

3

# 2. 忌引休暇

## (1) 対象範囲の拡大

改正前	常勤職員について定められている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れられる職員で、6月以上の任用予定期間が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの
-----	--



改正後	6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員
-----	---

### ◆説明◆

これまで、常勤職員と同様の勤務日及び勤務時間で勤務する日々雇い入れられる職員以外は忌引休暇の対象ではありませんでしたが、今回の改正により、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員は対象となります。

### ◆新たに対象となる非常勤職員の例◆

- ・ 1日の勤務時間が7時間30分で、週5日勤務する者
  - ・ 1日の勤務時間が5時間で、週3日勤務する者
- で、改正後の要件を満たすもの

## 2. 忌引休暇 (2) 休暇の日数①

◆表の親族欄に掲げる親族に応じて、表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間(暦日)となります。(現行どおり)

親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	7日	孫	1日
父母		兄弟姉妹	3日
子	5日	おじ又はおば	1日 <sup>※1</sup>
祖父母	3日 <sup>※1</sup>		

※1 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日

※2 上記の親族以外に、父母の配偶者又は配偶者の父母、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者が忌引休暇の対象となり、それぞれ別途日数が定められています。

平成6年職職-329第4条関係第1項(4)

5

## 2. 忌引休暇 (2) 休暇の日数②

◆忌引休暇の取得例(配偶者死亡の場合(7日の範囲内の期間))

ア. 週5日(月～金)勤務の者で、水曜日から取得した場合

曜日	水	木	金	土	日	月	火	水
勤務日か否か	勤務日	勤務日	勤務日	休み	休み	勤務日	勤務日	勤務日
取得可能日	○	○	○	—	—	○	○	×

7日の範囲内の期間

イ. 週3日(月・水・金)勤務の者で、水曜日から取得した場合

曜日	水	木	金	土	日	月	火	水
勤務日か否か	勤務日	休み	勤務日	休み	休み	勤務日	休み	勤務日
取得可能日	○	—	○	—	—	○	—	×

7日の範囲内の期間

※「取得可能日」欄…「○」:取得可、「—」:休み、「×」:取得不可

平成6年職職-329第4条関係第1項(4)

6

### 3. 病気休暇(私傷病)

#### (1) 対象範囲の拡大

改正前	常勤職員について定められている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れられる職員で、6月以上の任用予定期間が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの
-----	--



改正後	6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)
-----	---

◆説明◆

これまで、常勤職員と同様の勤務日及び勤務時間で勤務する日々雇い入れられる職員以外は病気休暇(私傷病)の対象ではありませんでしたが、今回の改正により、週以外の期間によって勤務日が定められていて1年間の勤務日が47日以下の場合を除き、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員は対象となります。

◆新たに対象となる非常勤職員の例◆

1日の勤務時間が5時間で、週3日勤務する者で、改正後の要件を満たすもの

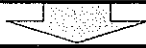
平成6年職職-329第4条関係第1項(1)

7

### 3. 病気休暇(私傷病)

#### (2) 休暇の日数①

改正前	常勤職員について定められている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れられる職員に対して 一の年度において10日の範囲内の期間
-----	---



改正後	(1週間の勤務日の日数等に応じて) 一の年度において人事院の定める期間 → 詳細はp.9へ
-----	--

◆説明◆

今回の改正により、週以外の期間によって勤務日が定められていて1年間の勤務日が47日以下の場合を除き、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員は対象となることに伴い、1週間の勤務日の日数(又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日の日数)に応じて、病気休暇(私傷病)の日数を定めることとなりました。

平成6年職職-329第4条関係第1項(9)

8

### 3. 病気休暇(私傷病)

#### (2) 休暇の日数②

◆病気休暇(私傷病)の日数(一の年度において人事院が定める期間)は、以下の表のとおり定められています。

病気休暇(私傷病)の日数は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの間)に、1週間の勤務日の日数等に応じて、日数欄に掲げる日数となります。

1週間の勤務日の日数	5日以上 <sup>(注1)</sup>	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数 <sup>(注2)</sup>	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

(注)1. 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものを含みます。

2. 週以外の期間によって勤務日が定められている職員は、「1年間の勤務日の日数」に基づいて日数が付与されます。

平成6年職職-329第4条関係第1項(9)

9

### 3. 病気休暇(私傷病)

#### (3) 休暇の単位

◆病気休暇(私傷病)などの年次休暇以外の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとされています。

◆病気の療養のため病気休暇(私傷病)により1日の勤務時間のすべてを勤務しない場合は、必ず1日の病気休暇(私傷病)となります。

例: 週3日(1日は6時間、2日は4時間)勤務の者

6時間の勤務時間を割り振られた日、4時間の勤務時間を割り振られた日について、1日の勤務時間をすべて勤務しない場合は、いずれの場合も1日の病気休暇となる。

◆1日以外の単位で取得した場合の日への換算についてはp.11参照。

平成6年職職-329第4条関係第2項等

10

### 3. 病気休暇(私傷病)

#### (4) 1日以外の単位で取得した場合の日への換算

改正前	常勤職員について定められている勤務時間(7時間45分)で勤務する日が 1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れられる職員 7時間45分
-----	---



改正後	職員の勤務日1日当たりの勤務時間(1分未満切り捨て)
-----	----------------------------

◆説明◆

勤務日1日当たりの勤務時間とは、いわゆる1日の平均勤務時間をいいます。

◆平均勤務時間の計算例◆

例1: 週5日、各日7時間勤務の者 ➡ 7時間

例2: 週3日(1日は6時間、2日は4時間)勤務の者 ➡  $(6+4 \times 2) \div 3 = 4$ 時間40分

◆1日以外の単位で取得した場合の計算例◆

病気休暇の日数10日で平均勤務時間7時間の職員が、1時間使用した場合、残日数は9日と6時間

平成6年職職-329第3条関係第7項及び第4条関係第3項等 11

### 4. 6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員①

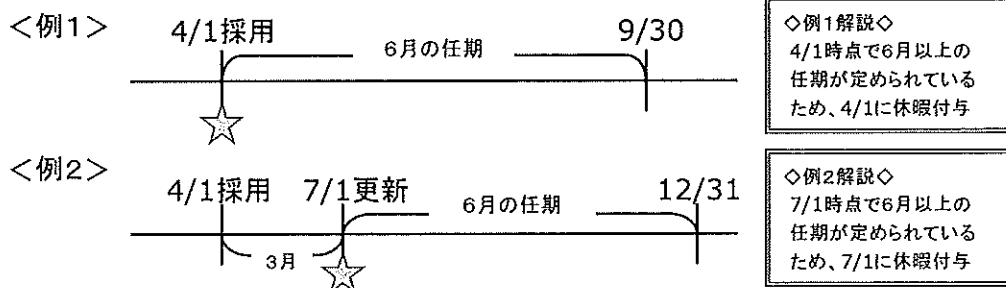
#### (1) 6月以上の任期が定められている職員

◆説明◆

日々雇い入れられる職員以外の職員で、6月以上の任期が定められている職員を指します<sup>(注)</sup>。

(注) 6月未満の任期が定められている職員で任期の更新を繰り返すこと等により、6月以上の勤務となることが見込まれる者は「6月以上の任期が定められている職員」に含まれません。

◆対象となる場合の例(★印は休暇が付与される時点)◆



平成6年職職-329第4条関係第1項(1) 12

## 4. 6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員②

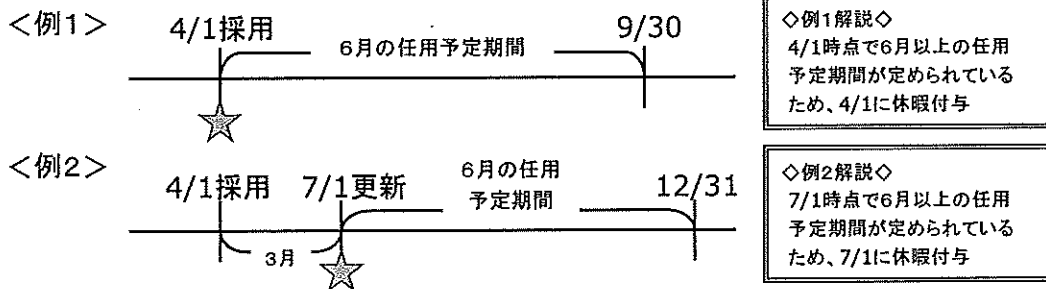
### (2) 6月以上の任用予定期間が定められている職員

#### ◆説明◆

日々雇い入れられる職員で、6月以上の任用予定期間が定められている職員を指します<sup>(注)</sup>。

(注) 6月未満の任用予定期間が定められている職員で更新を繰り返すこと等により、6月以上の勤務となることが見込まれる者は「6月以上の任用予定期間が定められている職員」に含まれません。

#### ◆対象となる場合の例(★印は休暇が付与される時点)◆



平成6年職職-329第4条関係第1項(1)

13

## 4. 6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員③

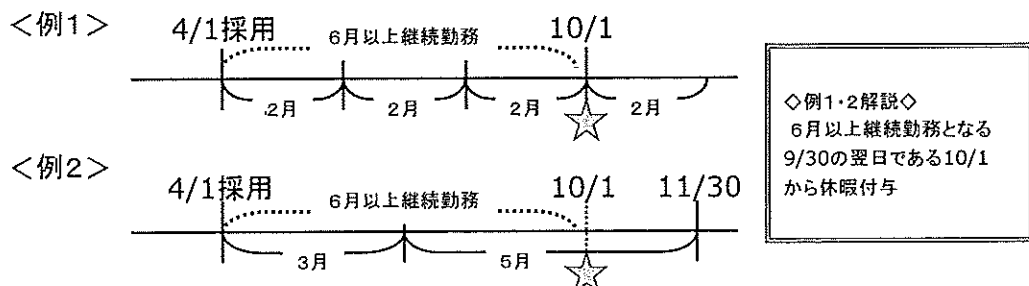
### (3) 6月以上継続勤務している職員

#### ◆説明◆

6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員以外の非常勤職員で、6月以上継続勤務している職員を指します<sup>(注)</sup>。

(注) 「継続勤務」とは、原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を指し、年次休暇の「継続勤務」の取扱いと同様。

#### ◆対象となる場合の例(★印は休暇が付与される時点)◆



平成6年職職-329第4条関係第1項(1)

14

## 5. 休暇の請求方法について

非常勤職員の休暇の請求等の手続については、  
常勤職員の例に準じて取り扱うものとされています。

(詳細につきましては、ご所属の人事担当にお問い合わせください。)

平成6年職職-329第5条関係 15

### [参考1]

#### 改正後の忌引休暇制度概要 ※平成21年10月1日以降

- 忌引休暇(人事院規則15-15第4条第1項第5号の休暇(有給))
- 対象  
非常勤職員のうち、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員
- 要件(現行どおり)  
親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- 期間(現行どおり)  
表の親族欄に掲げる親族に応じて、表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間

親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	7日	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
父母		子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
子	5日	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)		
孫	1日	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
兄弟姉妹	3日		
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	おじ又はおばの配偶者	1日



## [参考2]

### 改正後の病気休暇(私傷病)制度概要 ※平成21年10月1日以降

- 病気休暇(私傷病)(人事院規則15-15第4条第2項第7号の休暇(無給))
- 対象
 

非常勤職員のうち、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)
- 要件(現行どおり)
 

負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 期間

1の年度において1週間の勤務日の日数等に応じて、次表に掲げる日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	5日以上 <sup>(注)</sup>	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

(注)  
1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものを含む。

- 1日以外の単位で取得した場合の日への換算
 

勤務日1日当たりの勤務時間(1分未満の端数を切り捨てた時間)をもって1日とする。

17

## [参考3]

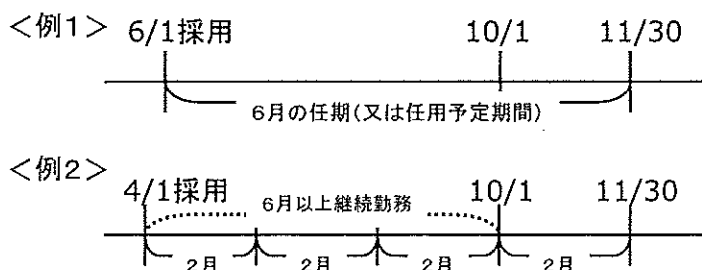
### 平成21年10月1日時点の休暇の付与について

#### ◆説明◆

施行日(平成21年10月1日)時点で6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は施行日の前日(同年9月30日)時点で6月以上継続勤務している職員にあっては、施行日から忌引休暇及び病気休暇(私傷病)<sup>(注)</sup>が使用可能です。

(注) 病気休暇(私傷病)については、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除きます。

#### ◆施行日(平成21年10月1日)から休暇が付与される場合の例◆



◇例1解説◇  
10/1時点で6月以上の任期(又は任用予定期間)が定められている職員に該当するため、10/1に休暇付与

◇例2解説◇  
6月以上継続勤務となる9/30の翌日である10/1から休暇付与

18